

事 務 連 絡

令和 6 年 2 月 8 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課 御中
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局安全対策課

教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について

今般、認可外保育施設において、睡眠時間帯に乳児が死亡するという痛ましい事案が発生しました。

当該施設においては、乳児を寝かせる場合に、うつぶせ寝のまま寝かせることがあり、仰向けで寝かせるなど窒息や乳幼児突然死症候群（SIDS）等への配慮が不十分であったこと、また、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していなかったことが所轄自治体の立入調査により判明しました。

これを踏まえ、貴管内教育・保育施設等に対して、身体機能が未成熟の乳幼児の睡眠中のリスクを十分認識していただき、別紙のとおり注意すべきポイント等について、改めて周知していただくようお願いいたします。

(別 紙)

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月）より抜粋

① 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

ア 睡眠中

○ 乳児の窒息リスクの除去

以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

Point 窒息リスクの除去の方法

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝させることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

【参考資料】※②、③は保育室内に掲示する等ご活用ください。

- ① 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

- ② ミニポスター（別添 1）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/5e791c11/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_05.pdf

- ③ ポスター（令和 3 年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料（本件関連 4 ページ））（別添 2）

https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/themes/jeri/pdf/parenting-r3_report4.pdf

【問合せ先】

●ガイドラインに関すること

こども家庭庁成育局安全対策課 事故対策係

TEL：03-6858-0183

●認定こども園、認可保育所及び地域型保育事業に関すること

こども家庭庁成育局成育基盤企画課 企画法令第二係

TEL：03-6861-0054

●認可外保育施設に関すること

こども家庭庁成育局保育政策課 認可外保育施設担当室指導係

TEL：03-6858-0133

※室内に掲示するなど、ご活用ください。

○ ミニポスター

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

 **仰向け***に



寝かせることが重要です！

 **何よりも 1 人にしないこと！**

(* 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ 乳児だけでなく、1 歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください
- ★ 預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です
- ★ 機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること 等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

* 他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



- ポスター（令和3年度内閣府子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究」において作成した資料

